

(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、阿武隈高地の東側、田村市、川内村、大熊町、浪江町及び葛尾村の行政界付近の山陵上を大規模に風力電源開発するものであり、自然環境及び生活環境に相当の範囲で、影響が及ぶことが予想されることから、他の先行事業や同規模事業も参考にして、環境保全に関する最善の対策や技術を導入する等、環境への影響をできる限り回避及び低減するよう努めると共に、新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じること。

(2) 本計画施設は、長期間にわたって使用されることが想定されていることから、供用中は、適切な運転管理及び設備更新等を行うことにより、発電効率を維持し、経時劣化による環境への影響の増加がないようにすること。

(3) 事業の実施に当たっては、事業の内容や想定される環境への影響等について、住民等に丁寧に説明・周知し、必要に応じて専門家の助言を受ける等して、十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載している環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表する等、積極的な情報公開に努めること。

また、評価書の作成に当たっては、閲覧者に対しできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。

(4) 今後、事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境への負荷が増大するおそれがある場合には、事前に環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。

また、工事中又は供用中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合は、必要な環境保全措置を追加すること。

(5) 対象事業実施区域の周辺で計画されている他の風力発電事業との複合的な影響が懸念されるため、騒音、低周波音、景観、動植物等について、当該事業者と可能な限り情報を共有し、効果的な環境保全措置を講じるよう努めること。

また、送電線の詳細については売電先との系統連携協議を踏まえて決定する計画とされているが、対象事業実施区域が阿武隈高原中部県立自然公園と重複している部分があるため、自然公園の設置目的を踏まえた上で、環境影響を最大限回避する計画とすること。

2 大気質について

対象事業実施区域周辺には住宅等が点在しているため、建設機械や車両より発生する排ガス等による影響が懸念されることから、造成工事、工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、周辺地域住民の生活等に影響が及ぶことがないように、より一層の低減を図ること。

3 騒音、振動及び低周波音について

(1) 対象事業実施区域周辺には、住宅が点在しており、騒音、振動及び低周波音（以

下「騒音等」という。)による影響が懸念されるため、事業実施に伴い発生する騒音等については、造成工事等の施工、工事用資材の輸送による場合、さらに施設稼働時の騒音等が周辺地域住民の生活に影響が及ぶことがないように、確実に対策を実施すること。

なお、風車の騒音等に係る事後調査については、周辺地域住民の生活形態を考慮し、影響が大きくなる時期を踏まえて実施し、また風車が発する騒音及び低周波音には指向性があるので、特定の風向における測定結果とならないようにすること。

- (2) 騒音に係る環境基準の類型指定がされていない予測地点については、「A 類型」との比較により予測が行われているが、風車稼働後における騒音レベルの予測値が、事業者が設定した基準を超過している地点があるため、環境省が平成29年5月26日に公表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容も参考にして、これらの地点と周辺住宅等との離隔距離をさらに大きく確保する等の環境保全措置を講じること。

4 水環境について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、阿武隈高地東部の重要な水源地となっており、生活用水や農業用水等として表流水、地下水及び湧水の利用、希少性の高いトウホクサンショウウオの生息、イワナの養殖場等があるが、土地の改変や森林の伐開による水質及び水量への影響の予測は不確実性があることから、これらへの影響を最大限回避するとともに、事後調査を実施すること。
- (2) 仮設沈砂池やしがら柵を設置することとしているが、近年の雨量の状況を踏まえ、安全性を優先的に確保するよう検討すること。

5 風車の影について

事業者が参考とした基準を超過する地点があることから、事前に当該地点の住民に対し十分な説明を行うこととし、住民等からの意見については、最大限尊重すること。

なお、施設の稼働に伴う風車の影の予測については、地形の影響等の不確実性があることから、影響の程度を的確に把握するため事後調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

6 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、現在自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息が確認されていることから、必要に応じて専門家の助言を受けながら環境保全措置を追加し、本事業計画の実施に伴う野生生物の生活への影響をより一層低減すること。

なお、本事業計画では、相当大規模な土地の形質の変更や森林の伐開が予定されていることから、実際の影響は予測不能な部分もあり、谷筋への濁水の流入や

旧来の山稜が持っている水源涵養機能が大きく低下する可能性を否定できないため、オシドリ、トウホクサンショウウオ、サクラマス等の河川等の水域や溪流近傍、湿地等に生息する動植物、水生生物の生息について、事後調査を実施すること。

- (2) 大型風車については、鳥類やコウモリ類等の衝突（バードストライクやバットストライク）の可能性が高いことから、必要に応じて専門家の助言を受けながら視認性を高める塗装や風車の周辺に鳥類やコウモリ類等が採餌のため近寄って来ないように木質チップや砂利を敷き撒く等の対策を実施することにより、影響を最大限低減すること。

なお、風車に航空障害灯を附置する予定となっているが、鳥類等が誘引されることのないよう必要な環境保全措置を追加すること。

また、鳥類やコウモリ類の衝突について事後調査を行い、衝突数が多い場合には、それらの低減に必要な環境保全措置を追加すること。

さらに、準備書におけるコウモリ類及び夜間に飛行する鳥類の飛翔頻度の記載について、（仮称）福島阿武隈風力発電構想から事業を引き継いだ他事業者等が調査した地域と比べて多いのか少ないのか、比較分析した結果を評価書で示すこと。

- (3) 広範囲の森林の伐開が予定されているが、対象事業実施区域に国有保安林及び民有保安林が含まれるため、保安林を極力避け、森林が持つ水源の涵養機能、土砂流出防止機能等に影響が及ぶことのないよう、森林の転用面積は必要最小限とすること。
- (4) 鳥類やコウモリ類の衝突や移動経路の阻害等の重大な環境影響が懸念される情報について、事後調査の結果を含め、周辺で風力発電事業を計画している他事業者と積極的に情報共有を図り、環境影響の低減に努めること。

7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

- (1) 対象事業実施区域の山稜は、関係地域の他、その周辺地域においても日頃住民等が身近に見ている景色の中心となっていることから、大型風車の設置による変容は、より一層目立たないようにすること。
- (2) 風車に航空障害灯を附置するに当たっては、昼夜間それぞれの時間帯における景観への影響についても、環境影響評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域の手倉山、その周囲にある行司ヶ滝及び高瀬川溪谷は、重要な景観資源であり、身近な人と自然との触れ合いの活動の場としても親しまれているが、いずれも風車設置場所との距離が近いこと、周辺の地形や眺望等への影響を回避及び低減すること。

8 廃棄物について

- (1) 工事に伴って発生する産業廃棄物は適正に処理を行い、放射性物質が8,000Bq/kgを超える廃棄物については、指定廃棄物として国に申請することができるため、その際は放射性物質汚染対処特措法の規定に基づいた管理を行うこと。

- (2) 発電設備の耐用年数や更新時期について検討し、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画を策定の上、環境影響評価書（以下、評価書という。）に具体的に記載すること。

9 放射線の量について

- (1) 工事用車両の走行等、本事業の実施に伴い新たな放射性物質の飛散が懸念されることから、飛散状況のモニタリングや飛散防止対策について、より一層の検討を加えること。
- (2) 本事業の実施に伴い発生することが予想される放射性物質に汚染された残土や廃棄物については、あらかじめ関係機関等と調整した上、再利用する場合も含め安全な保管、処理及び処分すること。

10 文化財について

対象事業実施区域周辺には、多数の埋蔵文化財の包蔵地があり、周辺には未知の埋蔵文化財が存在する可能性もあることから、新たに埋蔵文化財を発見した場合は、関係機関に連絡する等適切に対応すること。

11 電波障害について

電波障害に関する関係機関との協議結果について、評価書に記載すること。
なお、施設の稼働に伴い電波障害が発生した場合は適切に対応すること。

12 その他

- (1) 資材の運搬等のために使用することが想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路について、中間貯蔵施設への除染廃棄物輸送における大型車の交通量が多いため、交通安全対策に十全を期すこと。
- (2) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、計画事業期間満了後の事業更新、廃止、環境回復措置等について検討した結果を評価書に具体的に記載し、実施すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺における農作物の栽培、森林施業等に影響することがないように十全を期すこと。
- (4) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。